

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	大学院学校教育研究科 教育実践高度化専攻 教科教育・教科複合実践研究コース			
実施方法	① 通学 ( <u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)			
指定講座番号(15桁)	1510005	—	2420021	— 3
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	令和7年度入学者数 入講者数(24人) ※長期履修生を除く	令和6年度修了者数 修了者数 (48人) ※長期履修生を除く
令和4年4月1日	令和9年9月30日まで			
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	2,070時間
<b>1. 教育訓練目標</b>				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 専門職大学院 (教職修士(専門職)) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )			
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	上越教育大学大学院			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	・大学院に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得すること。 ・その他の要件は、別紙「学生募集要項」参照			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	有利となる職種・職務:教員 活用されている業界等:教育業界(教育機関、行政機関、民間企業)			
<b>2. 教育訓練の内容</b>				
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名		
共通科目(16単位×45時間)	720			
コース別選択科目(20単位×45時間)	900			
実習科目(10単位×45時間)	450			
<b>3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)</b>				
①受講するに当たって必要な実務経験等	(1)大学を卒業した者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 など その他の要件は、別紙「学生募集要項」参照			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	上記①のとおり			
③その他				

[特記事項]

--

# 専門実践教育訓練明示書

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数（令和6年度）	48	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	49	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	25	人			
⑥ ①(修了者数)のうち就職者数 ※2	21	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	93.88	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時の仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	13	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	8 人	②A: 就業者計 8人		
	2 非正社員、派遣社員	0 人			
	3 その他の就業(自営業等)	0 人			
	4 非就業	5 人			
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	8 人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 8人		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0 人			
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0 人			
④ 受講後の就業形態	1 正社員	11 人	④A: 就業者計 12人		
	2 非正社員、派遣社員	1 人			
	3 その他の就業(自営業等)	0 人			
	4 非就業者	1 人			
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	2 人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下) 10人		
	2 1割以上3割未満増加した	0 人			
	3 1割未満増加した	1 人			
	4 変わらない	7 人			
	5 1割未満減少した	0 人			
	6 1割以上3割未満減少した	0 人			
	7 3割以上減少した	0 人			
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0 人	⑥の回答数合計 12人		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1 人			
	3 社内外の評価が高まる	2 人			
	4 早期に転職・再就職できる	0 人			
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0 人			
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0 人			
	7 趣味・教養に役立つ	5 人			
	8 その他の効果	2 人			
	9 特に効果はない	2 人			
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	4 人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 5人		
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0 人			
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0 人			
	4 就職していない	1 人			
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	2 人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 13人		
	2 おおむね満足	8 人			
	3 どちらとも言えない	3 人			
	4 やや不満	0 人			
	5 大いに不満	0 人			

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度 大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。

の把握・測定方法 (通信制講座の場合)

スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

# 専門実践教育訓練明示書

## 6. 受講効果の把握方法

(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	出席率:出席時数が単位修得に必要な授業時数の3分の2に達しない者は、原則として成績の評価を受ける資格を失う。 試験合格率:成績評価は、授業担当教員がシラバスに記載した到達目標を踏まえ、試験その他適切な方法及び受講状況等を総合して行い、60点以上を合格とする。
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	授業担当教員がシラバスに記載した到達目標を踏まえ、試験その他適切な方法及び受講状況等を総合して行う。 具体的な成績評価の方法は、授業担当教員が定める方法による。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	修了要件:大学院に2年以上在学し、修了要件区分に従い、所定の46単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位を修得していることとする。ただし、在留資格が留学である外国人学生は、免許取得単位の修得を要しない。
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	学習成果を確認するため、学修成果報告書を作成し、審査委員会による学修成果の総合的な審査を行う。

## 7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	授業や専門セミナーを通して授業履修及び研究の遂行等の指導又は助言を行う。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	修学指導、教育実習、学校実習についての問合せ等に応じている。 また就職や進路に関する相談や情報提供を行っている。

## 8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	国立大学法人上越教育大学 (代表者名:林 泰成 )		
住所及び連絡先	〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地	TEL 025-522-2411	
施設名称及び施設長名	上越教育大学大学院	(施設長:林 泰成 )	
住所及び連絡先	〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地	TEL 025-522-2411	
苦情受付者	学生支援課奨学支援担当	事務担当者	学生支援課奨学支援担当
連絡先	TEL 025-521-3286	連絡先	TEL 025-521-3286

専門実践教育訓練経費 支払い方法 ①一括払 <input type="checkbox"/> ②分割払 <input type="checkbox"/> ③両方可能 <input checked="" type="checkbox"/>	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	1,353,600 円
	①入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	282,000 円
	②受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	1,071,600 円 第1期 267,900 円 第2期 267,900 円 第3期 267,900 円 第4期 267,900 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 0 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	0 円
	①任意の教材費(税込額) ②実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) ③施設維持費(税込額) ④その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)	円 円 円 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600 円

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。